

発電量調整供給契約における発電契約者さまからの申込み厳守のお願いに関する FAQ

Q1. 今回のご案内の内容は何ですか。

A1. 発電量調整供給契約のお申込みについて、託送供給等約款に基づき、発電契約者(小売電気事業者等)さまからの申込みの徹底をお願いするものです。

Q2. なぜ発電契約者さまからの申込みをするのですか。

A2. 発電量調整供給契約の申込みについては、託送供給等約款において発電契約者(小売電気事業者等)さまが申込者となることが定められているためです。

Q3. いつから適用されますか。

A3. 2026 年 10 月 1 日より適用されます。

Q4. 2026 年 9 月までの申込みはどのように扱われますか。

A4. 発電契約者（小売電気事業者等）さまが未確定で申込の場合でも、2026 年 9 月 30 日までは受付完了といたします。受付完了には不備の解消と系統連系保証金のお支払いを 9 月 30 日までに実施いただく必要がございます。

2026 年 9 月 30 日までに受付完了とならない場合、2026 年 10 月 1 日以降は、発電量調整供給契約の申込みは発電契約者（小売電気事業者等）さまからの申込みのみ受領とするため申込みを差し戻させていただきます。

なお、2026 年 9 月 11 日 17 時 00 分までに不備のないお申込をいただけない場合、系統連系保証金のご請求が 2026 年 9 月 30 日までに間に合わない場合がございますので予めご了承ください。

円滑な手続きのため、余裕をもった申込みをお願いいたします。

Q5. なぜ 9 月中の申込みでも受付が 9 月 30 日までに完了しない場合があるのですか。

A5. 申込みの集中や内容確認等に時間を要する場合があるためです。

Q6. 2026 年 10 月 1 日以降の申込みはどうなりますか。

A6. 発電契約者（小売電気事業者等）さまが確定した上で、当該発電契約者さまから発電量調整供給契約の申込みを行っていただく必要があります。

Q7. 発電者のみで申込みすることはできますか。

A7. 2026 年 10 月 1 日以降は、発電量調整供給契約の申込みは、託送供給等約款に基づき、弊社との基本契約を締結している発電契約者（小売電気事業者等）さまからの申込みのみ受付いたします。発電契約者さまが未確定の状態での申込みは受付できず差し戻しとな

ります。

また、基本契約の締結をご検討の場合は、発電力量調整供給に関する基本契約に必要な事項について、下記 URL をご確認ください。

https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/pdf/260415_keiyakuteiketutuotetuduki.pdf

Q8. 10月1日までに受付が完了されなかった場合はどうなりますか。

A8. 2026年10月1日までに受付が完了しなかった申込みについては、一度差し戻しさせていただきます。また、2026年10月1日以降は、発電量調整供給契約の申込みは発電契約者（小売電気事業者等）さまからの申込みをお願いいたします。

Q9. 差し戻し後に手続きするにはどうすればよいですか。

A9. 2026年10月1日以降については、発電契約者（小売電気事業者等）さまを確定の上、当該発電契約者（小売電気事業者等）さまから改めて申込みを行ってください。

Q10. 事業用地の使用権原提出の要件化とは何ですか。

A10. 非FIT・非FIP電源において、事業用地を確保していないにもかかわらず系統接続の権利の確保事例への対策として、事業用地の使用権原を証明する書類の提出が要件化されました。連系承諾（契約成立）後2か月以内に当該書類を提出する必要があり、期限までに提出されない場合は連系予約が取り消されます。なお、本内容は第6回総合資源エネルギー調査会次世代電力システムワーキンググループにおいて整理されています。

以上